

岩手県告示第52号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成26年1月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成26年1月7日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 山喜工業
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市野田町五丁目25番10号
 - ウ 代表者の氏名 佐々木幸喜
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-20）第110032号
 - (3) 処分の内容 機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年1月6日付けで、機械器具設置工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成26年1月14日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 丸信建設
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市黒森町9番28号
 - ウ 代表者の氏名 鈴木敏
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第120089号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年12月26日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。